

平成26年
10月15日
締切!

塾代助成事業 平成26年12月からの利用申請を受け付けます



大阪市こども青少年局

学習塾や文化・スポーツ教室で 月額1万円分利用できる 「塾代助成カード」を交付します

※すでに「塾代助成カード」の交付を受けている方は、別途送付の申請書(継続用)にて利用継続の手続きを行ってください。

子どもたちが学力や学習意欲を向上させるとともに、個性や才能を伸ばして成長できるよう、また、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、学習塾や文化・スポーツ教室の学校外教育サービスに利用できる「塾代助成カード」を交付します。

交付を希望される方は申請が必要ですので、この案内をご確認のうえ、申請書類を提出してください。

「塾代助成カード」とは

- 「塾代助成カード」は、あらかじめ登録された大阪市内の学習塾や文化・スポーツ教室で、授業やレッスンを受ける際に使えるカードです。
- 1人あたり月額1万円分まで利用できます。



学習塾

進学塾・補習塾・
英語教室 など



文化教室

音楽教室・絵画教室・
パソコン教室 など



スポーツ教室

野球教室・ダンス教室・
水泳教室 など

「塾代助成カード」の交付を受けることのできる方

次の2点のいずれの要件も満たす方に塾代助成カードを交付します。

●要件①

大阪市内に居住地を有しており、大阪市立中学校、大阪市立特別支援学校 中学部または大阪府立特別支援学校 中学部に通学している生徒の保護者

●要件②

平成26年度の「大阪市児童生徒就学援助制度」の認定を受けている方、または平成26年4月1日以降に生活保護の適用を受けている方

●申請書と一緒に添付していただく書類

要件①

大阪市内に居住し、
次のいずれかの中学校等に通学している

- 大阪市立中学校
- 大阪市立特別支援学校 中学部
- 大阪府立特別支援学校 中学部

+

要件②

平成26年度の
就学援助の認定を 受けている または 生活保護の
適用を受けている

	添付書類
就学援助を受けている場合	平成26年度の「児童生徒就学援助審査通知書」のコピー
生活保護を受けている場合	次のいずれか ○「保護決定通知書」のコピー(決定日が平成26年4月1日以降のもの) ○平成26年度の「休日・夜間等診療依頼証」のコピー ○「生活保護適用証明書」(平成26年4月1日以降の適用期間が含まれるもの)

【お問合せ先】

大阪市塾代助成事業運営事務局

TEL 06-6452-5273 (12:00~20:00)

■休業日

日曜日、祝日、年末年始(12月29日~翌年1月3日)

■制度案内等

専用ホームページ <http://www.juku-osaka.com/>